

◆1番（浅沼美弥子）皆様おはようございます。1番、浅沼美弥子でございます。会派公明クラブを代表し、通告に基づき、一般質問を行います。

1、保育料等への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について。昨年9月4日、最高裁判所は結婚していない男女間の子（婚外子）の遺産相続の取り分を結婚した男女の子の半分とする民法の規定について、法の下での平等を保障した憲法に反すると違憲判決を下しました。長い間、差別的な扱いに苦しんできた人たちが救われる判断だったと思います。判決を受け、民法は昨年12月改正され、民法上の格差是正が行われました。しかし、婚外子への差別は相続の問題だけではありません。

出生届には、嫡出子か嫡出子でない子かのチェック欄があります。同様に、同じひとり親家庭であっても、婚姻歴の有無によって経済的負担に差があります。その原因となっているのが寡婦控除です。寡婦控除とは、結婚した女性が夫と死別や離婚をした後に再婚していない場合、税法上の所得控除を受けられる制度です。未婚や非婚（以後、未婚と申し上げます）のひとり親家庭は、国の制度上、この寡婦控除が受けられません。このため、この寡婦控除後の額が料金の基準となっている保育料などで、婚姻歴の有無による格差が生じている実態があります。行政サービス上、特に福祉子育ての分野で格差を生むべきではないと考えます。自治体は、所得税法や地方税法の改正はできません。しかし、市の裁量で未婚のひとり親家庭にも寡婦控除をしたとみなして保育料などを算定するみなし適用を行う考えはないか伺います。

2、新年度予算案について。

（1）、新年度予算編成に当たっての市長の基本的考え方について。この質問は、他の会派代表でご答弁をいただいております。再質問もございませんので、答弁は結構でございます。

（2）、消費増税が市の財政に与える影響について。

（3）、子育て支援の取り組み。

（4）、医療・介護分野の取り組み。

（5）、防災・減災対策の取り組み。

（6）、生活困窮者対策の取り組み。

3、学校教育の諸課題について。

（1）、教育委員会制度改革について。この問題については、市長にアンケート調査があったと伺っております。市長、そして教育長、どのようにお考えかをお答えいただきたいと思っております。

（2）、いじめ撲滅への取り組みについて。

①、いじめの実態の把握について。

②、「いじめ防止対策推進法」に基づく市、教育委員会、学校の取り組みについて。

（3）、インターネット時代の子どもたちの健全育成のあり方について。

①、小中学生のネット等の利用実態やトラブルの実態と対策について。

②、啓発活動の必要性について。

4、ヘルプカードの導入・普及について。障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするのがヘルプカードです。このヘルプカードを作成、配布する動きが全国の自治体に広がりつつあり

ます。導入・普及の取り組みについて伺います。

5、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を受けた当市の取り組みについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(板倉正直) おはようございます。公明クラブ、浅沼美弥子議員の会派代表質問について答弁をいたします。1、2、3の(1)及び4については私から、その他については教育長から答弁をいたします。

1の保育料への寡婦控除のみなし適用についてお答えをいたします。保育園保育料につきましては、原則として保護者の所得税額に応じて保育料を算定していることから、保護者が寡婦控除の適用を受け、所得税額が下がることで保育料が下がることもございます。ご質問いただきました寡婦控除のみなし適用については、所得税法上、寡婦控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対する自治体独自の保育料軽減措置となりますが、本市においては現在行っておりません。のみなし適用につきましては、今後他市の事例や市内の実態等を検証した上で検討してまいりたいと、このように考えております。

続いて、2の新年度予算について、(2)の消費増税が市の財政に与える影響についてお答えをいたします。歳入面では、消費税率が5%から8%に引き上げられることにより、地方消費税交付金につきましては、前年度予算と比較いたしまして21.9%増の8億9,000万円を見込んでおります。また、歳出面では需用費、委託料、工事請負費など市の経済活動に伴う直接的な影響のほか、負担金及び補助金、扶助費などのその内容により、間接的な影響がございます。

次に、(3)、子育て支援の取り組みについてお答えをいたします。子育て支援の新年度の事業といたしましては、21住区小学校の開校に合わせた学童クラブの施設整備や西の原第2学童クラブの施設整備等、学童保育施設の整備を行うとともに、保育園の待機児童を解消するため、民間保育園の施設整備に対する助成事業等を実施する予定としております。

次に、(4)、医療・介護分野の取り組みについてお答えをいたします。医療分野では、市民の皆様の健康を守るための施策として、乳幼児、高齢者を対象とする予防接種事業、平成26年10月から1歳から2歳児までを対象とする水痘ワクチン、65歳以上で特定年齢の高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチンが定期接種として加わることになりました。また、がん検診事業の受診率向上を目指し、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として、子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳を対象に検診時の無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行っていきいたいと考えております。

なお、国民健康保険特別会計では、国民健康保険法に基づく保険給付、特定健康診査及び特定保健指導、人間ドック等の検査費用助成、レセプト点検などの保険事業に取り組んでまいります。

次に、介護分野の取り組みでございますが、介護福祉課において介護保険特別会計では、介護保険法に基づく保険給付、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、地域包括支援センターの運営事業、介護予防事業、一般会計では高齢者在宅福祉事業、老人ホーム入所措置事業、総合福祉センター、保健福祉センターの施設管理、運営に取り組んでまいります。また、救急医療情報キットの配布事業の実施を予定しております。

次に、(5)、防災・減災対策の取り組みについてお答えをいたします。防災、減災対策につきましては、災害発生時における非常用備蓄食料の確保や災害応急対策資機材の備蓄を引き続き行うとともに、指定避難所における飲料水等を確保するため、防災井戸の整備を計画的に行ってまいりたいと考えております。また、外国人向けの防災ブックや各種ハザードマップを作成し、さらなる防災意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、(6)、生活困窮者対策の取り組みについてお答えをいたします。現在稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など生活困窮のリスクが高い層が増加していると言われております。このため、国においては最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する仕組みとして、第2のセーフティーネットを整備し、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に可決成立されたところでございます。この法律は、平成 27 年 4 月 1 日に施行となっておりますことから、本市といたしましてもその実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3の学校教育の諸課題についての(1)、教育委員会制度改革についてお答えをいたします。ご質問で取り上げられました「今後の教育委員会制度のあり方に関する全国市長アンケート調査」は、教育委員会制度に対する認識と今後の教育委員会制度のあり方について問うものでございました。本市におきましては、教育委員会は制度の趣旨に沿い、よく機能していると私は認識をしております。したがって、今後の教育委員会制度のあり方につきましては、合議制執行機関として教育委員会制度を存続し、必要に応じた改善を図れば、教育行政の安定が保持されるものと考えております。

続いて、4、ヘルプカードの導入、普及についてお答えをいたします。ヘルプカードの意義として、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援及び障害者に対する理解の促進が期待され、障害のある人が災害発生時やパニックが起きたとき、その日常の手助けが必要なときなどに活用できるものとしております。今後、先進地の事例、実績などを調査し、研究してまいりたいと存じます。

その他につきましては、教育長から答弁をいたします。

◎教育長(大木弘) それでは、3の学校教育の諸課題についての(1)、教育委員会制度改革についてお答えいたします。

先ほどの市長答弁にございましたように、本市教育委員会におきましては、教育委員会委員長をはじめ、各委員がその職務をよくご理解いただいておりますので、制度の趣旨に沿い、機能していると考えております。今後の教育委員会制度のあり方につきましては、私も市長同様、教育行政の安定性が確保できる制度が望ましいと考えております。

続きまして、(2)、いじめ撲滅への取り組みについての①、いじめの実態把握についてお答えいたします。いじめは、どの学校でも起こり得るという考えのもと、各学校においてアンケート調査、担任教師による観察等から状況を把握するとともに、本人や保護者からの訴えなどから悪口やかからかい、仲間外れ等の事案が確認された学校もございましたが、その都度迅速な対応に努めているところでございます。

次に、②、いじめ防止対策推進法に基づく市、教育委員会、学校の取り組みについてお答えい

たします。市教育委員会といたしましては、他市に先駆け、今年度初めにいじめ防止パンフレットを小学校低学年用と高学年用の2種類、そして中学生用を作成をし、いじめ防止の指導で活用しております。また、いじめ防止ポスターを作成し、各学校及び公民館等に掲示して啓発を図っているところでございます。さらに、いじめ防止対策推進法の公布を受け、各学校における学校いじめ防止基本方針策定のためにモデルプランや資料の提供を行い、現在方針策定に当たっての指導をしているところでございます。学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織づくりは、各小・中学校におきまして、今年度中に行う予定でございます。

続きまして、(3)、インターネット時代の子どもたちの健全育成のあり方についてお答えいたします。①、中学生のネット等の利用実態やトラブルの実態と対策についてお答えいたします。本年度の市教育センターの調査によりますと、市内の小中学生の携帯電話またはスマートフォンの所持率は、小学生全体で45%、中学生全体で65%となっており、これは年々高くなる傾向でございます。それらによるメールについては、小学校4年生以上の児童では72%、中学生の85%が利用しているという状況でございます。ネット使用による市内の小・中学校におけるトラブルにつきましては、ネットによる中傷が1件、ライン等によるトラブルが4件把握しております。対策といたしましては、千葉県警察と連携して実施しております中学校における防犯教室において、生徒にネットの危険性を理解させる学習を行うとともに、利用の際のマナーやトラブル回避の方法について具体的事例を通した指導を行っているところでございます。また、本年度市教育センターでSNS等対応ネットリテラシー教材を自主作成をし、指導主事が学校に出向いて小中学生に対して情報活用についての授業を実施し、防止対策に取り組んでいるところでございます。

次に、②、啓発活動の必要性についてお答えいたします。子どもたちがインターネット社会で被害者にも加害者にもならないためには、まず教職員や保護者がインターネット社会の問題を理解し、情報リテラシーを向上させる必要があり、そのための積極的な啓発活動が必要であると考えております。また、同時に子どもたちに対しても具体的な事例を通してネットトラブルに巻き込まれないようにするための指導を充実させることが大切であると考えております。今後も子どもたちの情報モラル教育の一層の充実と教職員の指導力向上を図るとともに、保護者への啓発活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、5の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を受けた当市の取り組みについてお答えいたします。多くの国民が願っていた2020年開催のオリンピック、パラリンピック大会が、東京都で開催されることが決定したことは、市といたしましても夢や感動を与えてくれるイベントとして大いに期待しているところでございます。また、そのときには現在の中学生や高校生たちもオリンピック競技で活躍する選手の年齢となりますので、地元印西市からもオリンピック選手が出ることを願っているものでございます。市の取り組みということでございますが、現段階では開催都市の東京都をはじめ、千葉県、近隣自治体等の動向を注視するとともに、オリンピックに関する情報収集に努め、印西市として何ができるか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、一問一答方式で再質問を行わせていただきます。

1の保育料等への寡婦控除のみなし適用についてでございます。ご答弁では、他市の事例や印西市の実態を検証するというところでございました。のみなし適用を行っている自治体の事例につい

て、一部ですが、申し上げたいと思います。まず、昨年9月の朝日新聞の記事によりますと、全国の都道府県、東京23区、それと政令指定市、県庁所在市、人口50万人以上の市、これらの合計126の自治体を対象に調査した結果、沖縄県と札幌市、新潟市、千葉市、東京都八王子市、奈良市、岡山市、高松市、高知市、松山市、熊本市、那覇市の1県11市が実施し、東京都の2区が実施予定と報じております。また、東京新聞の報道によりますと、首都圏の10自治体の実施、検討中が24と報じております。また、ネットで検索してみましたところ、沖縄県内41市町村のうち、約半数の19市町村が実施をしております。そのほかにも実施や検討を始めている市町村の状況が見てとれました。実施している自治体の適用理由について、八王子市は、「子は親を選べないということを根拠に実施した」といいます。また、高知市では、「離婚のひとり親世帯と未婚の世帯では状況は何ら変わらないから」ということで、多くが現制度の矛盾を挙げております。

次に、全国の母子世帯の実態についてでございます。厚生労働省の平成23年度全国母子世帯等調査結果においては、母子家庭の中で未婚の母の割合は7.8%、これは昭和27年の調査開始以来、初めて夫との死別、これが7.5%ですが、それを上回ったということです。20歳未満の子を育てている未婚の母子家庭は、この調査から推定すると10万世帯に上るということでございます。印西市の状況について、わかりましたらお伺いをしたいと思います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

今私どものほうで答えられる数字的なものとしたしましては、市内の児童扶養手当受給者で未婚の母子家庭につきましては26世帯ございます。そのうち5歳以下の児童がいる世帯は19世帯となっております、その手当を受けられていない、申請されていない方がいらっしゃるかとも思いますので、正確な数字は把握していない状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、みなし適用が可能なサービスというのは保育料のほかにどんなものがあるでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

保育料のほかに寡婦控除のみなし適用が受けられるものと想定されるものとしたしまして、住民税をもとに算出されておりますもので該当するものとして、難病患者等日常生活用具の給付事業あるいは自立支援医療、あるいはまた補装具の支給などがあろうかと思っております。

◆1番(浅沼美弥子) 市長にお答えいただいたのですけれども、もう一度最後に市長にお答えいただきたいと思っております。

少し聞いていただきたいのですけれども、両親が結婚しているかどうかによって、生まれた子どもが差別されるということは、もう許されないことです。今回最高裁判所の審理に参加した14人の裁判官が全員一致で出した結論です。平成7年の最高裁判所の判決では、その当時は合憲の判断を下していたことを考えますと、今回の全員一致というのは大変意味のあることだと思っております。平成8年、法制審議会が婚外子の相続差別撤廃について答申してから17年、明治時代から続く差別は115年かかって改められたこととなります。

外国の実態はどうかということですが、かつては婚外子に厳しい差別を行ってきた欧米諸国ですが、人権意識の高まりと事実婚の増加を考慮し、差別規定を撤廃しています。ドイツやフランスでも法改正が行われてきました。そのため、日本は国連人権委員会などから再三の勧告を受けるなど、婚外子差別撤廃について国際社会の強い要請を受けてきたところでございます。

しかし、今回の最高裁判所の判決に対して非難する発言も多く見られました。多くの人が傷つき、がっかりしたと思います。残念ながら、日本は婚外子とその母親への偏見や社会的差別が根深くあり、差別規定があるから日本の家族制度が守られているのだというような考えに立っている人も少なくありません。残念ながら、国会でも出生届の嫡出子かそうでないかをチェックする欄の撤廃については、自民党と維新の会の反対で否決されたという結果になってしまいました。抜本的には、税制の改正についても先はまだ見えていないという状況です。

一昨年、国立社会保障・人口問題研究所が単身女性の32%、母子世帯の48%が貧困に陥っているとの数字を発表し、社会に衝撃が走りました。母子世帯の平均収入は、一般家庭の4割に満たない約213万円という低さです。そういった厳しい状況の中で、どう考えても母子であることに変わりはなく、法律婚の有無だけで差別するのは余りにも苛酷と言うほかありません。印西市も一日も早く寡婦控除のみなし適用を実施し、行政サービス上の差別を撤廃すべきではないでしょうか、市長のお考えを伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

未婚の母子家庭に対します寡婦控除のみなし適用につきましては、他市でも対応しているところもございますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

◆1番(浅沼美弥子) 出生届における嫡出子かそうでないかをチェックする欄のことなのですが、実はこの欄に記載しなくても出生届が受理できる方法があるということです。この方法について、出生届における平成22年法務省通知を必要とする人には、積極的に伝えていくべきではないかと思っております。この件に関しましては、ちょっと時間がなくて、印西市の状況とか調べられなかったもので、また今度ご相談をしたいと思います。

次に、2の新年度予算案についての再質に移ります。(2)、消費増税が市の財政に与える影響について。消費増税に伴い、影響の大きい家庭への負担軽減策として、臨時福祉給付金、それと子育て世帯臨時特例給付金の支給が予定されております。その内容と財政への影響についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

国のほうからいただいております資料によりますと、どちらも基準日を平成26年1月1日といたしまして、臨時福祉給付金においてはいろいろな条件がございますけれども、基本的には低所得者であれば全員に1万円、加算がある場合については1万5,000円を支給するものでございます。また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、中所得世帯について、児童1人当たり1万円を児童手当受給者に支給するものでございます。経費につきましては、実施に要しますものを対象として国が補助率10分の10で補助するというように聞いております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) まだ予定の段階ではございますけれども、給付金に関しましては、早目の広報が市民を守ることに繋がると思っております。今回の簡素な給付措置の支給を装った詐欺なんかも出てくるのではないかと、また口座番号、これら情報が盗まれるということにも気をつけるように呼びかけることが必要だと思いますし、DV被害者への対応なんかも早目に広報していかなければならないこともあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。市の財政上、負担はないにいたしましても、市の事務手続の業務は大変なことだと思います。準備を万端に整えて、速や

かな支給に向けてご尽力くださるようお願いしておきます。

(3)の子育て支援の取り組みについて伺います。子育て支援につきましては、昨日会派代表質問でいろいろ出ましたので、私のほうからは多様な保育の提供についてお伺いしたいと思うのですが、現在病児、病後児保育は市の事業といたしまして、委託で行っております。1月までの実績としては245人、月平均24.4人を受け入れておりまして、今のところ供給が追いつかないということはないということですので、引き続き安定的に事業を実施していただきたいと思っております。

それでは、質問なのですけれども、休日や夜間でもいざというときに預かってもらえる24時間保育事業、この実施についての見通しを伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

休日保育及び24時間保育につきましては、市内ではどんぐり保育園が夜間保育及び休日保育を実施しております。対象がその園に通っていらっしゃる在園者ということですので、利用者はほとんどいない状況というように伺っております。また、この3月に開園いたしますスマイル保育園に確認したところでは、一時預かり事業の中でございますけれども、休日保育や24時間保育の実施を考えているというように伺っております。休日や夜間、深夜の保育需要につきましては、先日行いましたニーズ調査結果の検証を現在進めているところでございまして、ニーズに合わせた事業の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(4)の医療・介護分野の取り組みに移ります。

ご答弁にありました乳がん、子宮頸がんの検診についてでございます。これまでは乳がんは40歳から60歳までの5歳刻み、そして子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻みの特定年齢の人に無料クーポン券を配布して受診の推進をこの5年間行ってまいりました。その結果、印西市の検診率はクーポン配布初年度と比べまして、乳がんでは23.2%から37.9%と14.7ポイントの増、国の平均の30.6%と比べましても7.3ポイント高いということになっております。子宮頸がんを見ても、初年度25.8%から30.9%と5.1ポイントの増、国の平均の28.7%と比べましても2.2ポイント高く、クーポン配布の効果があったものと思います。しかし、国は受診率の横ばいを理由に、新年度から事業を大幅縮小することになってしまいました。そこで、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を引き続き行っていただきたいと思っております。

アメリカのCDC、疾病予防管理センターの研究データによりますと、クーポンなどを配布したものの、受診しない人に手紙や電話などで改めて踏み込んだ案内をする受診勧奨の仕組み、これコール・リコールというそうですが、このコール・リコールを実施しますと、受診率が向上するとの研究データがあります。また、厚労省のがん検診のあり方に関する検討会においてもこのコール・リコールが有効だと報告をされております。印西市において、無料クーポン配布したものの、受診しなかった人は乳がん1万2,200人、子宮頸がん1万1,700人もいるわけです。そこで、受診勧奨、コール・リコール事業、そして未受診者への無料クーポンの配布事業、この実施について今後のお考えをお聞かせください。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の実施に当たりましては、乳がん、子宮頸がん検診の一部対象者について実施予定で、当初予算に計上しているところでございます。しかし

ながら、過去のがん検診推進事業での検診未受診者への受診勧奨等、無料クーポン券配布につきましては、費用対効果等、十分に検証した上で、今後の実施について検討してまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、定期接種となる水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種というご答弁がありました。この予算、どのぐらいになりますでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

予算額ということで、水痘ワクチンにつきましては108万円、高齢者の肺炎球菌につきましては344万2,000円を計上しているところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 水痘ワクチンにつきましては、自己負担がなくなり、子育て世帯にとって大変に朗報で歓迎できます。

一方、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の定期接種化なのでございますけれども、日本全体で見れば評価できるのかもしれないのですが、印西市の場合、これまで市独自に65歳以上を対象に行ってきた制度と比較してみますと、新しい制度というのは65歳から75歳までの5歳刻み、つまり65歳、70歳、75歳の人だけに限定されているということです。ということは、76歳以上の人には助成されません。さらに、1年から最大では4年間接種を待たなければ助成してもらえない年代の方たちが生まれてしまうということになります。その間に自分でやる場合は、全額自己負担で8,000円から1万円かかるわけです。これまでの制度のほうが効果があるのではないかと私自身は複雑な思いでおります。新制度との並立続行は不可能なのか、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の今後の予定についてお伺いしたいと思っております。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えをいたします。

並行してどうかというようなことでございますけれども、なかなか難しいところではないかと思っておりますが、本年9月末をもって、一応現制度が終了の予定ということでございますので、65歳以上の対象者で当該予防接種未受診者の方へは短期間とはなりますけれども、随時市の広報「いんざい」、それからホームページあるいはまた3月末に各世帯へ配布予定をしております平成26年度版のいんざい保健センターだよりに掲載するなどいたしまして、周知の徹底を図り、なるべく9月までの接種を受けていただくようお願いはしたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、国民健康保険における低所得者対策として、現在2割、5割、7割と軽減策がとられております。新年度から2割軽減と5割軽減の対象者が拡大されますけれども、制度変更の内容と市民への影響を伺います。

◎市民部長(浅倉美博) それでは、お答えをいたします。

国民健康保険税の軽減措置に係る変化ということでございますが、現在国におきまして、昨年12月24日に閣議決定されました平成26年度税制改正の大綱を踏まえまして、低所得者に係る軽減措置の拡充に向けた関係法令の整備が見込まれているところでございます。

なお、国民健康保険税の軽減措置につきましては、地方税法施行令の規定に基づきまして、7割、5割、2割の3つの区分によりまして国保加入世帯の総所得額に応じて適用されておりますけれども、現段階での国からの情報では、当該軽減のうち、先ほどご質問にございましたとおり、7



割軽減を除きます5割軽減と2割軽減に係る所得判定の算定基準を引き上げることによりまして、軽減措置の拡充を図ることとされているところでございます。

また、この国民健康保険税に係る軽減措置の拡充が図られた場合の影響でございますけれども、平成25年度の当初課税ベースで比較をいたしますと、5割軽減で560世帯、1,000人の増、2割軽減で25世帯、230人の増が見込まれるところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、高額療養費制度が来年の1月から実施予定ということで、所得区分をもう少し細かく分けようということで細分化して、そして低所得者の負担を軽減しようということになるそうでございますけれども、この制度変更の内容と市民への影響を伺います。

◎市民部長(浅倉美博) お答えをいたします。

国民健康保険の高額療養費の変化ということでございますが、国におきまして、国民健康保険法施行令等の一部を改正した上で、改正の内容等が正式に通知される予定と伺っておりますけれども、現段階での情報では、自己負担限度額の算定基準におきまして、70歳未満の被保険者に係る所得区分につきまして、現行は3段階となっておりますところを5段階に細分化すると。あわせまして、負担能力に応じた負担を求める観点から、上位所得、いわゆる高額所得者の限度額が引き上げられることとされていると伺っております。また、この影響でございますけれども、直近の支給実績で見ますと、一月当たりでございますが、上位所得者の世帯で2件、その他の課税世帯で40件程度が見直しの対象になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次の介護分野につきましては、また日を改めまして取り上げていきたいと思っております。

(5)の防災・減災対策の取り組みについてもちょっと多過ぎるので、別の機会にしたいと思っております。

(6)の生活困窮者対策の取り組みについて再質問します。生活困窮者自立支援法が来年4月から施行されますけれども、生活保護に陥る前のセーフティーネットとして機能させていくために、準備が必要だと思っております。実施を予定している事業について、どのようなものがあるのか伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

生活困窮者自立支援法の事業につきましては、必須事業と、それから任意事業と2つございます。必須事業につきましては、自立相談支援事業、住宅確保給付金の2つの事業がございまして、自立相談支援事業は就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行うものでございます。また、住宅確保給付金につきましては、離職によりまして住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の額を支給するものでございます。

また、任意事業についてでございますけれども、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業といった事業がございまして、いずれにしましても、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、遺漏のないように進めてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 義務化されている事業もあるということで、この事業を成功させていくためには、人材確保というのが一番大切なのではないかと考えています。コミュニティソーシャルワーカー

カーなどの人材、どのように確保していくのかが重要であると思いますが、その点について伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

ご質問のコミュニティソーシャルワーカーにつきましては、幅が広い分野におけるものかと思いますが、援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などに対しまして、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をしていくものというように理解しております。

また、生活困窮者自立支援法におきます自立相談支援事業に従事する各支援員の人材要請につきましては、国におきまして、来年度から当分の間、直接養成研修を計画的に行っていく予定とのことでございます。その後は、都道府県単位での人材養成に引き継いでいかれるものではないかというように想定しているところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) では、次の3の学校教育の諸課題について、(1)の教育委員会制度改革についてに移りたいと思います。

これにつきましては、私どもは社会のための教育から教育のための社会であるべきだと思っております。つまり社会の役に立つ人間を、子どもをつくる教育ではなくて、子どもの幸せのための社会をつくるための教育であるべきだと思っております。そのためにも、戦後一貫して大事にされてきた政治的中立性や継続性、安定性が守られるかどうかポイントだと思っております。そして、住民や保護者の皆さんにとって、どんな制度なら安心して子どもの教育を任せられるのかが重要だと思います。今後この件に関しましては、国の動向を見守っていきたいと思っておりますので、質問はありません。

(2)のいじめ撲滅への取り組みについて順次再質問をさせていただきたいと思っております。①、②一緒に質問させていただきますけれども、まずいじめ防止対策推進法ということで、学校が自治体とか文科省へ報告が義務づけられたと聞いておりますけれども、どのような事態が発生したときにこの報告の義務があるのかということと、9月に施行されていますので、9月以降、報告の状況というのがあれば教えてください。

◎教育長(大木弘) それでは、お答えいたします。

いわゆる報告の義務ということでございますが、重大事案が発生したときに報告の義務が生じるということになります。重大事案とは、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い、また相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い的时候になります。9月から現在に至るまで、学校からそのような報告はございません。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それと、第三者組織を設置するということなのですが、公平性、中立性を確保するための組織のメンバー構成についての考えも含めまして、第三者組織の設置はいつ、どこに設置するのでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

先ほどの重大事案の報告が学校からなされた場合、教育委員会として第三者組織の設置をするということになりますが、構成メンバーといたしましては、当然学校の代表者、所轄の警察関係者、児童相談所とか学校支援アドバイザー等を含めた組織ということになろうと思っております。時期、

場所等につきましては、今後県のいじめ防止対策推進条例における組織の例を参考にまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) いじめ防止基本方針の策定が義務づけられたということで、現在指導しているということでしたけれども、先ほどの答弁で今年度中に策定をするというご答弁ありましたか。では、今年度中に策定をするということですので、わかりました。

それで、いじめ防止の年間計画の作成、そして実行、それから検討、またその修正を行う中核組織の常設についてもこれは努力義務でしょうか、義務化されたのでしょうか。義務化されたと伺っておりますけれども、メンバーを含めてどのような体制が望ましいと考えているのか伺いたいと思います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

各学校のいじめ防止対策のための中心組織といたしましては、学校の管理職、生徒指導主事、そして教育相談担当、また特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、学校の実情に応じてそういったメンバーを組織して機動的、効果的ないじめ防止対策を講じることができる組織であることが望ましいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) いじめ防止の啓発月間、そういうものは設定されているのか、ありましたら、その取り組みについての考えをお聞かせください。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

ある意味有名になってしまった天津市での対策として、10月を啓発月間として各学校で全校行事としていじめ防止の取り組みを行っているということは認識しております。本市においては、いじめ防止、いじめ撲滅については、1年を通じて計画的にそういった指導は行っております。特に啓発月間というものは定めていないわけですが、12月には人権週間というのがございます。その人権週間の前後を含めて、いじめ防止についての取り組みを各小・中学校で行うことを指示しております。各学校では、人権についての取り組み、またいじめ撲滅についての意見発表会、講演、標語やポスターづくり、そういったような取り組みを行っております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(2)の最後の質問になりますけれども、スクールカウンセラー、それからソーシャルカウンセラーについての現状と新年度拡充の取り組みがありましたら伺いいたします。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

現在スクールカウンセラーは全中学校に配置されております。ソーシャルカウンセラーについては配置されておられません。スクールカウンセラーは県から配置されているわけですが、常勤ではございませんので、実際には週1日、6時間の勤務ということでございます。その中で、中学校に配置されておりますが、実際には中学校区の小学校までそのスクールカウンセラーがカバーをするという形で機能させております。市といたしましては、配置人数や配置日数の拡大を県に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊正一) 浅沼美弥子議員の質問の時間ですが、ここで休憩したいと思います。

11時15分まで休憩します。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(3)、インターネット時代の子どもたちの健全育成のあり方についてに関連しまして再質問を行わせていただきます。

1回目のご丁寧な答弁ありがとうございました。正直印西市の子どもたちのスマホや携帯電話所有率の高さに私ははっきり言って驚きました。でも、これが普通なのかもしれないと思うのですけれども、再質問の1なのですけれども、調査内容、利用実態、もう少し詳しい説明が可能であればお願いしたいと思います。親子の認識のずれとか、そういったものも把握できたのでしょうか。保護者の方へのアンケートなんかも実施したのかどうか含めてお願いします。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

毎年、市の教育センターで実施している学習意識生活状況調査、その報告から把握される子どもたちのインターネットに関する内容につきましては、小学校4年生から中学校3年生までを対象に利用時間について調査いたしております。利用時間は年齢が上がるにつれて増える傾向がございます。概略として、小学生は全くしないという子どもが約半数、1時間以下が30%、1時間から2時間ぐらいが10%、2時間から3時間が約5%となっております。中学生は全くしないが37%、1時間以下が36%、1時間から2時間が15%、2時間から3時間が7%でございますが、中には4時間以上という児童生徒も2から3%いるという状況でございます。具体的なトラブルの内容や保護者に関する調査項目はございませんが、実態把握については、定期的に生徒指導担当の指導主事が学校を訪問してネットトラブル等の事案についても把握をし、学校と連携して個々の事例に応じた対応をとっているという状況でございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、ネットの利用時間と成績との関連については、調査しているのでしょうか。全国学力テストの実施とかもやっていますけれども、そういった調査も関連させると、成績との関連がわかってくるのかなと思うのですけれども。

また、家庭や学校でのネット時間を制限する指導については、どのようにお考えになっているか伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

市としては、インターネットの利用時間と成績との関連性についての調査は行っておりません。ネット等の情報の中で、そういった関連性があるということを言っている研究者等もおりますが、市としては調査はしておりません。

家庭でのネット使用時間を制限する指導については、学校で行うネットリテラシーの学習において指導する必要があると考えており、取り組んでおります。また、ネットの使用は家庭において行われることでありますために、やはり保護者への啓発が大切だろうなということで考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 保護者への啓発活動が重要だということでございます。アメリカのマサチューセッツ州のお母さんが13歳の息子にスマホを与える際に、息子に迫った母から息子への「18の約束」というのがちょっと前なのですけれども、話題になりました。ちょっと紹介させていただこう

かなと思っているのですけれども、母親はジャネル・ホフマンさんといひまして、息子のグレゴリー君に一昨年のクリスマスに欲しがっていたiPhoneをプレゼントしたのですが、これに使用契約書がつけられていたと。前置きに、「メリークリスマス。あなたは、今日iPhoneを持っていますが、テクノロジーに振り回されることなく、健康でしっかりとした青年に育てるのが私の役目」と書いて、18のルールが並んでいます。実際の内容は長いので、簡単にまとめてみましたけれども、1、このiPhoneは私が買った。あなたに貸している。2、パスワードは私が管理する。3、これは電話、鳴ったら出ること。4、学校がある日は午後7時半、週末は9時に親に預けること。5、学校に持って行ってはいけない。メールする友達とは直接話さない。会話は人生のスキルです。6、破損したら、修理はあなたの責任。7、うそをついたり、ばかにしたり、人を傷つけることにテクノロジーを使わない。8、面と向き合って言えないことはメールで送らない。9、友達の親の前で言えないことをメールしてはいけない。るありまして、最後に、約束を守れなかったら没収します。もう一度話し合い、初めからやり直しましょう。あなたと私は常に学んでいるチームメイトです。一緒に答えを出していきましょうという18、最後でまとまっています。こういったものを利用するのもいいのではないのでしょうか。

最後に、保護者への啓発活動について、今後の具体的な計画について伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

保護者への啓発活動につきましては、本年度は各学校で開催されております家庭教育学級のほか、中学校1校で県派遣講師による学校安全教育講演会等で実施をいたしました。今後の具体的な計画につきましては、学校の状況や児童生徒の実態に応じて保護者会や家庭教育学級等の機会を捉え、啓発資料や情報を提供してまいりたいと考えております。

さらに、教育センターで作成をした学習資料を使った授業の様子や内容等を教育センター等のホームページを使って保護者や地域の皆様に提供するなど、各学校における保護者への啓発活動の支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、4番はありません。

5番の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を受けた当市の取り組みについて再質問をさせていただきます。オリンピックの晴れ舞台に立てる年代は現在の中学生、高校生や大学生が中心となっていくのかなと思っておりますが、ぜひ印西市から未来のオリンピック選手の誕生することを願っております。そこで、オリンピックを狙えるような子どもたちの選手育成策についての考えを伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

2020年の開催が決定したことにより、当市におきましても競技種目となるスポーツ団体等では、人材発掘や選手育成などの機運が高まってくるものと考えております。また、子どもたち自身につきましても東京オリンピック、パラリンピックに出場したいという希望や夢が湧いてくるものと考えております。このような状況を踏まえ、市といたしましては、現在市の体育協会やスポーツ少年団が中心となり、積極的にスポーツ教室や大会などに取り組んでいるところでございます。今後も両団体の活動を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、障がい者スポーツの振興策についての考えを伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

障害を持たれる方々にとりましても、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催効果により、出場するだけでなく、感動を体験するなど、いろいろな場面で機運が高まってくるものと考えております。また、障がい者がスポーツ活動に参加することは、健康、体力づくりのみならず、生きがいづくりとしても重要であると考えております。現在市におきましては、障がい者がスポーツ活動に参加できる環境づくりなどがなかなか進まない現状でございますが、関係機関やスポーツ団体と連携を図りまして、する、見る、支える事業として取り組めるよう検討してまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 千葉県におきましては、昨年11月の21日にオリンピック・パラリンピック戦略推進室を設置いたしました。11月25日には、千葉市でも推進本部を設置したということで、県内、ほかの自治体も多くの自治体が推進室等を立ち上げたり検討を開始しております。総合計画とか実施計画、スポーツ振興計画とかそういうところに位置づけて取り込もうという動きも出てきたところでございます。

このオリンピックの競技会場なのですが、都内の33会場と北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県、37会場で行われます。千葉県は、南関東で唯一会場がない県として観光客などに素通りされないようにということで、市町村や民間と一体になって、オール千葉で取り組もうとしております。また、オリンピックはスポーツだけにとどまらず、文化の祭典でもあります。五輪憲章第5章には、大会を開催する組織委員会に対して、最短でも選手村の開村期間中に複数の文化イベントの開催が求められているということです。参加選手や各国の人々が開催地の文化を通じて相互理解と友情を深め合うことが狙いだそうです。一昨年行われましたロンドンオリンピックでは、大会開催の1カ月前から2万5,000人以上のアーティストが参加した音楽、美術、文学、映画等の祭典が繰り広げられたそうです。

文科省では、現在日本を世界トップクラスの文化芸術立国ということで、それを目指して中期プランの策定を議論しています。文化関連の予算も倍増させる目標を持っているようで、東京大会の多彩なイベント開催に向けて、検討を進めていくであろうと思われまます。この文化プログラムの参加にあっては、我が地域に密着した文化事業や参加型のイベントなどの提案をしていくことはできないかなど、文化芸術を通じて選手だけにかかわらず、たくさんの人々がこの歴史的行事にかかわれる機会をつくってほしいなと思っております。ほかにも皆さんもおっしゃっていましたが、練習会場の提供や観光についての取り組みなどなど、それから前後して前年度にはラグビーの大きな大会もあるということです。1つ前のオリンピックは、女子ラグビーの参加が決定したということで、そういったこともあります。いろんなアイデアを募集したり、地域間の連携を図りながら、戦略を練るためのオリンピック推進室あるいはオリンピック対策検討委員会等の設置の考えはありませんでしょうか、お伺いいたします。

◎総務部長(荻原和重) お答えいたします。

今の段階での組織委員会の設置については、考えてはおりません。

ただ、今大事なのはアンテナを高くて情報収集をすることが一番大事でないかと考えています。それで、情報収集した後、必要になった段階で議員ご提案のように組織委員会等をつくれれば

いいのではないかなと思っております。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) ちょっと寂しいなという思いがいたしますが、もうちょっと話させていただきます。

オリンピックといえば聖火リレーでございます。1964年、前回行われた東京オリンピックは、4ルートに分かれて全都道府県を通りながら、1カ月間で10万人のランナーが聖火をつなぎました。そのときは、茨城県から千葉県に入って、佐原市、成田市、佐倉市、千葉市、市川市から東京都へとリレーされました。聖火リレーのコースに入ること、祝賀イベントの開催をはじめ、ランナーを地元出身の有名人や、また地域で頑張る人になってもらうなど、その地域の魅力発信の機会となるのが期待されます。2020年の東京オリンピックは、東日本大震災から9年後。震災から立ち直った姿を世界に示すオリンピックと言われております。そういった意味で、聖火は東日本大震災で津波に見舞われた東北の被災地、福島県沿岸部の浜通り地方を通過して南下するコースが今のところ有力視されていると伝えられております。

昨年夏、東京五輪開催が実現した際の聖火リレーのコースをイメージしたような催しが行われました。「未来(あした)への道 1,000km 縦断リレー」です。スポーツの力で被災地と全国をつなげようと集まった約700人のランナーたちが、2週間かけて自転車とかランニングでたすきをつなぎ、各地域の復興の様子や復興のための地域のPRなどを全国に発信いたしました。そのときは、青森県八戸市から岩手県、宮城県、福島県、茨城県、そして千葉県の津波で被害があった旭市に入りまして、匝瑳市、多古町、成田市、富里市、酒々井町、佐倉市、四街道市、千葉市を経由して湾岸エリアの習志野市、船橋市、市川市、浦安市を通り、東京都お台場へゴールいたしました。印西市は全くの蚊帳の外、このままでいいのでしょうか。

7年後の東京五輪の聖火リレーのコースに印西市が入るよう、コース誘致に声を上げるべきだと私は思います。なぜなら、印西市は高濃度の焼却灰一時保管を余儀なくされた被災地だからです。千葉県や特に液状化被害の大きかった我孫子市等と連携して、聖火リレーのコース誘致に動いてはどうか提案したいと思います。オリンピックは夢のイベントであり、経済効果のみならず、人々の活力を生み出す源泉でもあると思います。何かしら参加したいとの声も聞かれるようになりました。千載一遇のチャンスと捉え、市内の企業、大学関係、行政、民間等、産学官民一体となって取り組みを行ってはどうかと提案し、再度お伺いして、私、公明クラブ会派代表の質問を終わらせていただきます。ご答弁お願いいたします。

◎副市長(高橋諭) 答える場所がちょっとないので、私のほうに回ってきたのですけれども、浅沼議員のおっしゃる話は至極もつともな話なのですが、誘致活動のときに被災地を回るルートで、実は液状化で唯一漏れたのが我孫子市だったのです。湾岸地域はご存じのとおり、全部千葉市から浦安市まで液状化がひどうございまして、それで一番大きい津波の被害があったのが旭市、我孫子市よりも液状化の被害が大きかったのが実は佐原市でございまして、その間をつなぐ、湾岸地域をつなぐ地域がたまたま前回の昭和39年の東京オリンピックと同じ51号沿いだったというところございまして、これは多分今浅沼議員もおっしゃったとおり、我孫子市にしても非常に歯がゆい思いがあるだろうと思います。ほかの件で我孫子市と印西市はいろいろ協議しておりますから、そういう席にも持ち出して、先ほど総務部長が答えたように、情報収集能力高めて、これも決まる

前に動かないとだめな話ですから、とりあえずはどのようにしたらいいのかをよく情報収集に努めたいというように思っております。

○議長(渡邊正一) これで会派公明クラブの会派代表質問を終わります。

自席にお戻りください。